

お 客 様 各 位

2025年度

小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)

特別教育ご案内（主催：ヤンマー沖縄株式会社）

労働安全衛生法 第59条第3項の規定により、機体重量が3トン未満の小型車両系建設機械の運転業務には、当該機械の技能講習修了者を除き、事業者が行なう特別教育を修了した者でなければ就業できないことになっております。（罰則：6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金）

また労働安全衛生規則 第38条により、事業者には、特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、それを3年間保存することが義務付けられています。（罰則：50万円以下の罰金）

当社では事業者の方に代わって、下記の要領にて運転資格取得のための特別教育を開講しており、またその記録も、代行して作成・保存致しておりますので、ご安心のうえ利用いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 講習日 : 2025年 10月 18日（土） 9時～17時（学科）
2025年 10月 19日（日） 9時～16時（実技）
2. 受講資格 : 満18歳以上の方で中城村内において農業に従事されている方
3. 講習会場 : （学科） 中城村役場 3F大会議室
: （実技） 中城村公共駐車場（中城村護佐丸歴史資料館となり）
4. 受講料 : ￥14,000【前払い】（受講料にはテキスト代、消費税が含まれます）
※申し込み後、納付された講習料は原則返金できません、
キャンセル無き様講習日当日のご都合調整おねがいします
所持品 : 筆記用具 ・ ヘルメット ・ 作業靴
5. 申し込み方法 : 添付の「小型車両系建設機械 特別教育受講申込書」に必要事項に
必要事項を記入し【中城村役場産業振興課窓口】で申し込んでください
※申し込み締め切り日：2025年10月10日（金）17:00迄（定員30名）
定員に達し次第締め切らせていただきます（先着順の受付となります）
6. ■ 問合せ先 : 中城村役場 産業振興課 TEL: 098-895-2163 担当: 比嘉 秋徳
※最低人数に達しない場合は中止になる場合があります
その他ご不明の点がございましたら、上記担当者までご相談ください